

令和3年度盛岡市市営住宅等退去者滞納家賃等回収業務委託 企 画 提 案 募 集 要 項

盛岡市は、市営住宅、改良住宅及びコミュニティ住宅(以下、「市営住宅等」という。)を退去し、住宅使用料又は住宅駐車場使用料(以下、「家賃等」という。)を滞納している者に対する滞納家賃等の回収業務を行っていただくため、次のとおり企画提案を募集します。

I 委託業務の内容

1 対象家賃等

退去滞納者に係る滞納額〔令和3年7月1日現在〕

住宅使用料 11,320,030 円 (25 件)

住宅駐車場使用料 398,680 円 (11 件)

合 計 11,718,710 円 (36 件)

2 委託業務名及び委託期間

(1) 委託業務名

盛岡市市営住宅等退去者滞納家賃等回収業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年2月 28 日まで

3 契約の更新

盛岡市及び受託者が合意した場合には、令和6年2月末日を限度に 1 年ごとに更新を予定しています。

ただし、業務委託に関する予算は各会計年度に計上することとなるため、これが認められなかった場合には、認められなかった会計年度の前年度の2月末日をもって終了となります。

4 受託者が行う業務

盛岡市営住宅等に入居していた者で、住宅使用料を滞納したまま退去した者及び住宅駐車場使用料を滞納したまま退去した者の滞納住宅使用料及び滞納住宅駐車場使用料(以下「滞納家賃等」という。)で、本市が自ら督促し、又はサービサーに収納を委託したが収納が得られなかった滞納家賃等のうち、本市が回収を依頼する者に対する滞納家賃等の回収業務を地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条の規定に基づき委託します。

受託者の行う業務は、次のとおりです。

(1) 滞納家賃等催告事務

受託者は、自らのノウハウをもって債務者に電話、文書その他の方法で滞納額の通知及び催告を行う。

(2) 滞納家賃等納付相談事務

納付、又は分割納付等についての相談を行う。

(3) 滞納家賃等領収事務

債務者から滞納家賃等を領収する。

(4) 滞納家賃等回収金保管事務

本業務専用の決済用預金の口座を金融機関で開設し、債務者から領収した現金については、本市へ納付するまでの間、確実に保管する。

(5) 滞納家賃等回収金計算書及び回収金内訳報告書提出事務

受託者は、別に定める受託回収金計算書及び回収金内訳報告書を毎月作成し、翌月 10 日までに、本市へ提出する。

(6) 滞納家賃等回収金払込事務

受託者は、翌月 15 日までに、決済用預金に保管している現金を、本市が指定する金融機関に滞納家賃等回収金計算書を添えて納める。

(7) その他

滞納家賃等を納付しない者について調査、相談した情報を、本市へ報告する。

詳細については、受託候補者選定後、別途「仕様書」に定める。

5 委託料と支払方法

委託料については、成功報酬制とし、滞納家賃等回収実績金額の 44% (消費税及び地方消費税を含む)を委託料の上限とします。

着手金、文書取得等に係る費用、各種書類作成や郵送に係る費用等は成功報酬に含めるものとします。

本市からの支払いについては、毎月ごとの出来高払いとします。

6 受託者の責務

受託者は、業務の遂行にあたり、下記の事項を遵守するとともに、滞納家賃等の回収業務の目的及び趣旨を認識し、公共性、公平性の理念に基づき、適切に実施しなければなりません。

(1) 公営住宅法(昭和 26 年法律第 93 号)その他関係法令及び盛岡市市営住宅条例(平成 9 年条例第 32 号)等の規定を遵守し、適正な業務を行うこと。

(2) 盛岡市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 7 号)等の規定を遵守し、業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(3) 第三者に対し回収業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

II 提案応募資格

以下の1～2の要件を全て満たすこと。

1 「弁護士法」(昭和 24 年法律 205 号)第 4 条に規定する弁護士若しくは、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であって同法第 57 条に規定する懲戒処分を現に受けていない者

2 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(2) 地方自治法第 92 条の 2, 第 142 条(同項を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てを行っている者

(4) 国税及び市町村民税を滞納している者

- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は、これらの統制の下にある団体等
- (6) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等
- (7) 企画提案の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

Ⅲ 企画提案の項目

1 業務実施方針

本業務を受託された場合、どのような姿勢で適法かつ適正な回収事務を行うか、どのような工夫により効果的な回収事務を行うかについて、具体的な回収目標等も含めて記載してください。

2 業務実施手法

本業務の実施に当たっては、債務者に関するリスト(氏名、生年月日、退去時のアパート名、住戸番号、転居先を届け出ている場合はその住所、住宅使用料・住宅駐車場使用料の滞納額)を提供しますが、このリストを基に、どのような手順・方法で実効性のある回収を行うか、その場合、債務者の置かれている立場や経済的状況に対してどのような配慮を行うか、問合せや苦情への対応方法について、できる限り具体的に記載してください。

また、回収状況に関する本市への報告、回収した滞納家賃等の本市への納入の方法をどうするか、本市がお支払いする委託料は、回収いただいた実績額に対する一定割合による成功報酬としますが、何パーセントを要求されるかについて記載してください。

3 業務実施体制

本業務の直接的な拠点となる支店、コールセンター等とその人員体制(正職員、パート等の区分毎)、その中で実際に本業務を御担当いただく職員の体制とそれぞれの方が分担される業務内容を記載してください。

4 取引の状況

本業務と同様の公営住宅家賃等の債権回収・収納業務を受託したことがあれば記載してください。そのほか、公共団体(地方公共団体、公共組合、独立行政法人)の債権回収業務を受託したことがある場合には、債権の種類と契約件数を記載してください。

また、現在、取り引きされている債権回収業務の内訳(業種毎の件数・対象債権の額)を記載してください。

5 個人情報保護体制

個人情報保護の重要性をどのように認識し、どのような体制でどのような取組みを行っているか記載してください。独自に規程等を定めている場合には、それを添付してください。

また、プライバシーマーク認定やISMS認証等の有無と、認定、認証されている場合には、その登録日及び認定番号等が分かるものを添付してください。

Ⅳ 企画提案書の構成

別途定める様式及び添付書類により構成してください。

- 1 企画提案提出書(様式第1号)
- 2 Ⅲの1~5に対する提案書(様式第2号) (正本1部、副本5部)

- 3 欠格事項に該当しない旨の申立書（様式第3号）
- 4 同意書（様式第4号）
- 5 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 6 弁護士又は弁護士法人であることを確認できる書類
- 7 国税及び市町村民税の滞納がない証明書
- 8 直近2事業年度の決算報告書
- 9 個人情報保護に関する規程（該当する場合のみ）
- 10 プライバシーマーク認定証等の写し（該当する場合のみ）

V 企画提案書の評価

市の職員で構成する契約候補者選定委員会において、提出のあった企画提案書の内容を評価し、特定します。特定された企画提案書を提出いただいた提案者が、契約候補者となります。

VI 企画提案書の提出期限等

- 1 提出期限
令和3年8月27日（金）午後5時必着
- 2 提出先
〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所 別館8階
盛岡市建設部建築住宅課住宅係（電話：019-626-7533）
- 3 提出方法
上記の提出先まで持参又は郵送してください。持参の場合は、平日（月曜日から金曜日）の午前9時から午後5時の間にお願いします。また、郵送の場合であっても、提出期限を厳守してください。
なお、本募集要項において提出を求める内容以外の書類は、一切受理しません。

VII 企画提案書の作成に関する質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する御質問は、次のとおり受け付けます。

- 1 受付期間
令和3年8月2日（月）から8月20日（金）まで
- 2 受付方法
別に定める質問票に記入の上、ファクシミリ（019-622-6211）又は電子メール（kenchikujyutaku@city.morioka.iwate.jp）により盛岡市建設部建築住宅課住宅係あて送信してください。
電話による御質問は、質問者と回答者に行き違いが生ずる恐れがありますので、認めないこととします。
- 3 回答方法
受け付けした通信方法により質問者あて直接回答するとともに、建築住宅課のホームページ上で公開します。
ただし、御質問の内容に質問者が有する独自のノウハウやアイデア等が含まれる場合には、当該質問及び回答の一部又は全部について公開しません。

VIII 企画提案書に関するヒアリング

- 1 提出のあった企画提案書について、ヒアリングを行う場合があります。
- 2 ヒアリングを行う場合は、日時、場所、留意事項等を別途通知します。
- 3 ヒアリング実施の有無と企画提案書の特定・非特定とは関係ありません。

IX 留意事項

- 1 提出期限後の再提出又は差替えはできません。
- 2 失格又は無効
次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効となることがあります。
 - (1) VIに掲げる提出期限、提出先、提出方法が守られなかったとき。
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されなかったとき。
 - (3) 企画提案書に虚偽の記載があったとき。
 - (4) 複数の企画提案書を提出したとき。
 - (5) 本企画提案募集に従事する職員に対し、企画提案について不正な接触の事実が認められたとき。
 - (6) IIに掲げる提案応募資格要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (7) 提案者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
 - (8) 提案者が著しく社会的信用を失うなど、契約候補者としてふさわしくないと市が認めたとき。
 - (9) その他不正な行為があったと市が認めたとき。
- 3 費用の負担
企画提案に要する費用については、全て提案者の負担とします。
- 4 企画提案書の取扱い
 - (1) 提出された企画提案書は、返却しません。
 - (2) 提出された企画提案書は、契約候補者を選定する目的以外には使用しません。
 - (3) 提出された企画提案書は、選定事務に必要な範囲内で複製することがあります。
 - (4) 提出された企画提案書は、盛岡市情報公開条例(平成12年条例第51号)に基づく開示請求の対象となります。原則として、個人情報及び開示することが法人の不利益となる情報以外は、全て開示することとなります。

X 結果の通知

令和3年9月中旬に文書で通知します。